平成２７年（フ）第４２４号
兵庫県加古川市野口町長砂1141番地の１　サニー長砂荘202号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の474　ロワール102号
破産者　末吉　慎司
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８１号
広島市佐伯区新宮苑３番26―103号
破産者　塩谷　　寛
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５０号
広島市安佐南区東原１丁目９番46―５号
破産者　ベニーことチャンドラ，フェニーことＴＪＡＮＤＲＡ　ＶＥＮＹ
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６２号
広島市南区翠４丁目６番22―302号
破産者　秋村　初子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４８号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木755番地６
破産者　北尾　繁富
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７０３号
福岡市西区姪の浜５丁目20番19―105号
破産者　川口　通伸
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９８号
函館市鍛治２丁目35番22号　ケアヴィレッジほくおう鍛治
破産者　長谷川勝男
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３３６号
函館市上野町６番25号　レーベンプラザ101
破産者　滝口　博史
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
福島県郡山市鶴見坦１丁目９番19号　ユーフォニー鶴見302号、前住所兵庫県宝塚市小浜３丁目２番７号
破産者　丸富昌潤こと　諸　　昌潤
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
福島県郡山市富久山町福原字陣場79番地の28、前住所福島県郡山市水門町46番地の１　サンフィールドコロナＩ―101号
破産者　佐藤　就美（旧姓安齋）
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１６８７号
神奈川県大和市大和南１丁目14番７号　ドミール大和105
破産者　田口　哲也
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８２３号
横浜市神奈川区西大口454番地４　妙蓮寺コーポラス721号
破産者　柵木　　綾
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９９号
神奈川県大和市深見東１丁目４番15号　エクセレンススクエア302号
破産者　木下　志乃
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４９号
横浜市港北区綱島東５丁目13番14号　サンリバー東101
破産者　井足　清二
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０５号
神奈川県大和市上和田1010番地１　美奈美ハイツ桜ケ丘102号、開始決定時の住所神奈川県大和市草柳２丁目９番地19
破産者　新垣　清二
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２０３号
横浜市金沢区並木１丁目３番２―1104号
破産者　亀井　秀平
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２１９号
横浜市磯子区森４丁目17番33号　シェモア屏風ヶ浦202号
破産者　金田祐一こと　金　　祐一
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０号
新潟県長岡市沢田１丁目３番地４　ペティーコーポみつばⅣ201号室、前住所新潟県長岡市高町３丁目858番地381
破産者　伊佐　典子
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係